

大阪港湾局 「工事における余裕期間制度」実施要領

第1条 目的

大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）では、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図り港湾施設の整備・維持管理の一層の推進を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間を設定した工事の実施に関して必要な事項を定める。

なお、通年維持管理工事（単価契約）や災害復旧工事、早期に事業効果を発現すべき工事には適用しない。

第2条 用語の定義

1 余裕期間

契約締結日から工期の始期日の前日までの期間をいう。

余裕期間内の取り扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を配置することを要しないが、第7条に基づき技術者の通知を行うものとする。（図1）

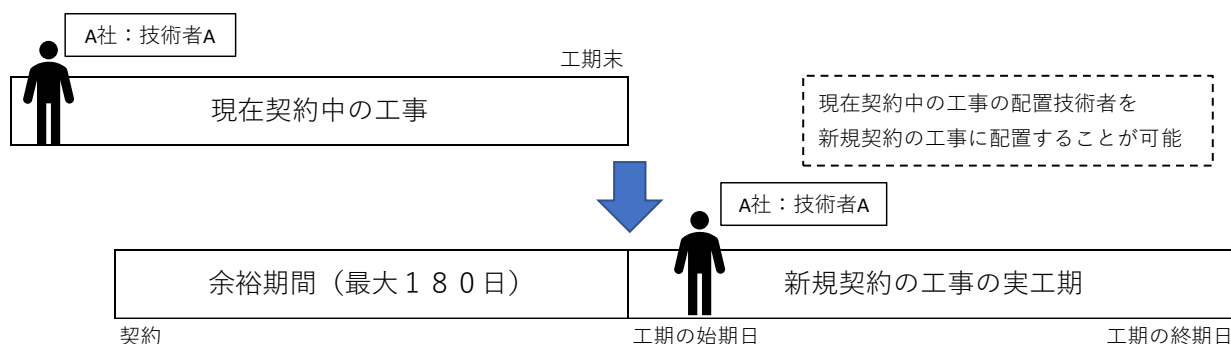


図1 技術者の配置

- (2) 現場代理人を配置することを要するが、工事現場に常駐しなくてもよい。なお、余裕期間内は、他の工事の現場代理人・主任技術者等を配置することができるが、他の工事の契約条件を遵守する範囲内で配置しなければならない。

- (3) 自社所有地での資材等の準備を行うことができるが、当該契約に係る施工現場（借地による仮置き場等を含む）への資機材の搬入、仮設物の設置等の工事着手を行ってはならない。また、起工測量など現地作業が伴う作業についても、工事着手に該当するため実施できない。

2 工期（実工期）

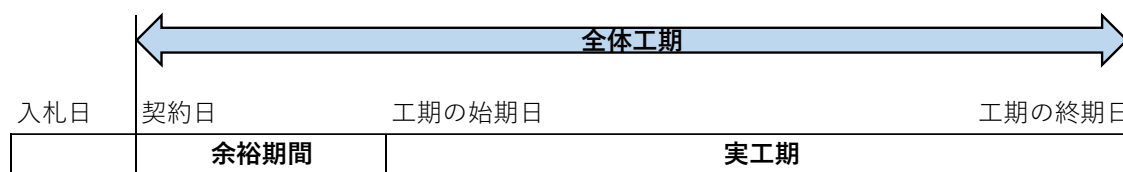
工期の始期日から工期の終期日までの期間をいう。

実工期は以下の考え方により求める。

$$\begin{aligned} \text{※ 工期（実工期）} &= \text{準備期間} + \text{施工に必要な実日数} + \text{不稼働日} + \text{後片付期間} \\ &+ \text{その他（年末年始等の期間）} \end{aligned}$$

3 全体工期

余裕期間と工期（実工期）を合わせた期間をいう。（図2）



※ 余裕期間は、主任技術者等の配置が不要
入札時に配置技術者が他工事にあっても応札可能（工事始期に配置は必須）

図2 全体工期

第3条 余裕期間制度の方式（図3）

余裕期間制度には、次の3つの方式があり、発注者においていずれかの方式を選定する。

(1) 発注者指定方式

発注者が工期の始期日及び終期日を設定する方式。

(2) 任意着手方式

契約日から発注者が示した工期の始期日期限までの間で受注者が工期の始期日を設定する方式。工期の終期日は受注者が設定した工期の始期日から発注者が示す実工期を加算した日とする。

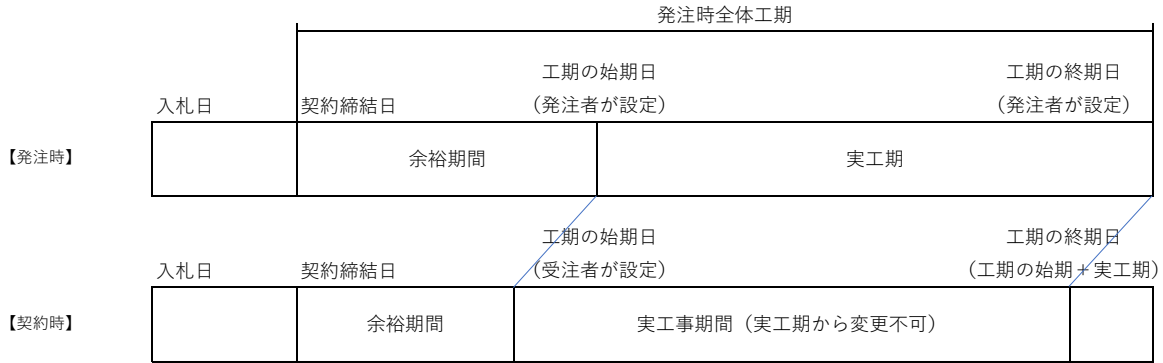
(3) フレックス方式

発注者が示した全体工期の中で、受注者が工期の始期日及び終期日を設定する方式。

【発注者指定方式】発注者が工期の始期日及び終期日を設定する方式



【任意着手方式】発注者が示した工期の始期日期限までの間に受注者が工期の始期日を設定する方式



【フレックス方式】発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工期の始期日と終期日を設定する方式

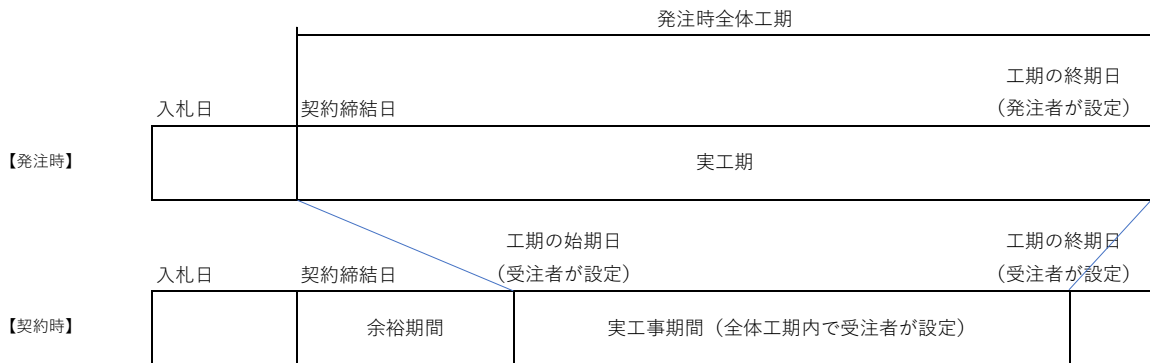


図3 余裕期間制度の方式

第4条 余裕期間及び工期の設定

1 余裕期間の設定

- (1) 発注者は、余裕期間制度を活用する工事には、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式から、いずれかの方式を指定する。
- (2) 発注者が設定する余裕期間は、2カ月（60日）を標準とする。ただし、工事着手条件等の制約により、これによりがたい場合は、余裕期間を1カ月（30日）に短縮、又は6カ月（180日）まで延長することができるものとする。なお、フレックス方式の場合は、余裕期間を見込んだ全体工期を設定する。

2 工期（実工期）の設定

(1) 発注者指定方式

発注者において、発注時に工期の始期日及び終期日を設定する。

(2) 任意着手方式

ア 発注者において、発注時に実工期（工期の始期日から起算して○日間）及び工期の始期日（○月○日）を設定する。

イ 落札候補者は、工期の始期日までの間で、発注者がアで設定した実工期を確保したうえで、工期の始期日を任意に設定し、落札候補者の提出書類提出時に、工期通知書（様式1号）により発注者に通知する。

(3) フレックス方式

ア 発注者において、発注時に全体工期を設定する。

イ 落札候補者は、全体工期内で実工事期間を任意に設定し、落札候補者の提出書類提出時に、書面（様式2号）により発注者に通知する。

3 工期決定（当初契約）後における工期の始期日の変更

工事着手前の余裕期間内に受注者の準備状況により工期の始期日の変更（繰り上げ又は繰り下げ）を行う場合、受注者は、監督職員と協議のうえ、工期の契約変更を行うことができる。この際、任意着手方式については、本条2(2)アで設定した実工期を確保したうえで実工期の終期日を設定するものとし、フレックス方式については、全体工期内に終期日を設定するものとする。

第5条 契約書への記載事項

契約書に記載する工期の取り扱いは、落札候補者から提出された工期通知書に記載された工期とし、この工期には、余裕期間は含まない。

第6条 入札公告等への記載事項

入札公告等に記載する内容は、以下の通りとする。

- (1) 余裕期間制度を活用した工事であること。
- (2) 発注者の当初設定している、余裕期間及び実工期。
- (3) 余裕期間内の主任技術者等の配置に関すること。
- (4) 余裕期間内は、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事着手を行ってはならないこと。

第7条 技術者の通知と本人確認

- 1 「一般競争入札」及び「条件付き一般競争入札」における技術者の確認は、以下のとおり実施する。

(1) 技術者の通知（受注者）

受注者は、落札候補者の提出した配置技術者調書（第2号様式）に基づき、契約後、遅滞なく「現場代理人等通知書」により、発注者に通知する。なお、余裕期間制度の趣旨を踏まえ、工事の始期日前日までに、事前に監督職員と協議（入札参加資格要件の確認等）を行ったものに限り、入札参加資格を満たす技術者への変更を認めるものとし、遅滞なく「現場代理人等変更通知書」により、発注者に通知する。

(2) 技術者の専任の確認（発注者）

発注者は、受注者から提出された「現場代理人等通知書」又は「現場代理人等変更通知書」に記載されている技術者の本人確認を速やかに行い、工期の始期日の前日まで適否の判断を行う。

2 「条件付一般競争入札（実績申告型）」及び「総合評価一般競争入札」における技術者の確認については、以下のとおり実施する。

(1) 技術者の通知（受注者）

受注者は、落札候補者の提出した配置技術者調書（第2号様式）に基づき、契約後、遅滞なく「現場代理人等通知書」により、発注者に通知する。なお、余裕期間制度の趣旨を踏まえ、工事の始期日前日までに、事前に監督職員と協議（入札参加資格、加点要件の確認等）を行ったものに限り、配置予定技術者の技術力調書（実績申告型の場合）又は技術提案書の配置予定技術者の実績調書（総合評価の場合）に記載のある技術者への変更を認めるものとし、遅滞なく「現場代理人等変更通知書」により、発注者に通知する。なお、契約日以降の変更は、入札公告時に明示した内容（減点等）の措置を行う。

(2) 技術者の専任の確認（発注者）

発注者は、受注者から提出された「現場代理人等通知書」又は「現場代理人等変更通知書」に記載されている技術者の本人確認を速やかに行い、工期の始期日の前日まで適否の判断を行う。

第8条 その他

1 契約（履行）保証の期間

契約締結日から工期の終期日までとし、この期間には、余裕期間を含む。

2 コリンズに登録する「工期」及び「技術者情報 従事期間」

一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報システム（CORINS）」に登録する「工期」及び「技術者情報 従事期間」は、契約書に記載する工期とし、この期間には、余裕期間は含まない。

附則

この要領は、令和6年9月17日から適用する。

